

西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年清水町告示第41号）の一部を変更する規約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(障害支援区分認定審査会の執務場所) 第3条 障害支援区分認定審査会の執務場所は、北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地とする。</p>	<p>(障害支援区分認定審査会の執務場所) 第3条 障害支援区分認定審査会の執務場所は、北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地芽室町保健福祉センター内とする。</p>

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和3年1月6日から適用する。